



Title	中華人民共和国刑事訴訟法における「当事人」概念
Author(s)	馬, 柔佳
Citation	阪大法学. 2026, 76(2), p. 121-149
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/106134
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中華人民共和国刑事訴訟法における 「当事人」概念

馬 柔 佳

- 第1章 はじめに
- 第2章 中国の刑事訴訟における「当事人」概念の形成
- 第3章 「当事人=当事者」という前提の広まりとその問題
- 第4章 「私人としての主体」と「私的利益」概念の整理
- 第5章 終わりに

第1章 はじめに

中華人民共和国刑事訴訟法は1996年改正以降、被疑者・被害者を含む一定の主体に「当事人」としての地位を認め、刑事手続への参加に関する諸規定を整備してきた。「当事人」という用語は、清末期における日本法の継受を通じて中国法に導入された経緯を持ち、日本語の「当事者」に対応する訳語として用いられてきた。しかし、現行法上の「当事人」が依然として「当事者」と同一の概念内容・画定基準を持つかどうかは、自明ではない。

中国刑事訴訟法における当事人概念は、清末期の導入後、中華人民共和国成立後の立法展開を経て再編され、とりわけ1996年改正以降、導入当初の理解枠組から一定の変容を遂げたものと本稿は捉える。現行法上の当事人についても、攻撃・防御主体性のみを基準として画定されるのではなく、刑事手続の起動・進行および結末が当該主体の利益に影響を及ぼし得ること、および当該主体が他の主体と比べて手続の進行・結末に大きな影響を及ぼし得ることを手掛かりとして把握すべきであるという問題意識の下で、その概念内容を検討する必要

がある。もっとも、その「主体」、「利益」や「影響」の基準がいかなる意味内容を持ち、いかなる射程で当事人を画定し得るのかは、必ずしも自明ではない。この点を解明するには、当事人概念の形成過程と画定基準を精査する必要がある。

ところが、こうした概念の変容を踏まえることなく、「当事人」・「当事者」両概念の内実を精査しないまま議論が展開される場合が日中両国にもある。日本において中国刑事訴訟法を紹介する文献は、「当事人」を「当事者」と訳した上で制度を概説するにとどまり、両概念の内実の異同について立ち入った検討を行わないことが多い。⁽¹⁾そのため、「当事人＝当事者」という前提が積極的に論証されないまま比較の出発点として用いられている。他方、「当事人」が日本法の「当事者」に対応する概念として導入された経緯から、中国の刑事訴訟理論においても両概念の異同を正面から問うことなく、議論が展開される場合がある。⁽²⁾そして、この同一視はしばしば規範的含意を伴い、「当事人」である以上、たとえば、当事者モデル（対抗当事者性）に照らして被害者にも被告人と対称的な権能を付与すべきであるといった推論を生じさせ、議論を権能配分の「対称化期待」へと接続し得る。⁽³⁾したがって、この同一視の前提がどのように成立し、いかなる議論の方向づけをもたらすのかを検証しないまま比較研究を行えば、当事人概念の射程や制度配置が「当事者」モデルによって方向づけられ、理解の齟齬を招きかねない。

したがって、両概念の内実を正確に把握することは、中国刑事訴訟法を論じる上での基本的課題である。とりわけ、当事人概念を用いた具体的な制度解釈や権利配置については、この概念の画定基準が何であるかが、議論の方向を大きく規定する。その一例として、被害者の手続的権利保障をめぐる議論があげられる。被害者の手続的権利保障の拡充は、単に権利項目を追加するという技術的問題にとどまらず、刑事手続の基本構造の下で、被害者の関与をいかなる根拠によって位置づけ、どこまでを限界として画するのかという理論的課題を不可避免的に伴う。そして、この課題に取り組む際には、当事人概念の内実をいかに理解するかが議論の前提となる。

以上を踏まえ、本稿の目的は、中国刑事訴訟法における当事人概念の形成過

程と、現行法上の画定基準を明らかにし、「当事人≠当事者」であることを比較の前提として確定し、その差異が何処にあるかを特定する点にある。具体的には、第一に、清末・中華民国期（以下、「民国期」という）における概念導入の局面から中華人民共和国成立後の立法の展開（ソ連法の影響を含む）を通じて、当事人概念がいかに受容され、いかに変容したのかを跡づける。第二に、現行法上の当事人概念を支える画定基準として、「私人としての主体」および「私的利益」の意味内容を整理し、当事人の射程と機能を明確化する。第三に、「当事人」を「当事者」と訳した上で制度を概説するにとどまる日本の紹介様式と、導入の経緯を根拠として両概念の異同を問わないまま議論を展開する中国国内の議論とが、「当事人＝当事者」という前提が検証されないまま広まった可能性を検討し、刑事訴訟制度をめぐる日中比較研究の出発点となる概念を精緻化する。⁽⁴⁾

第2章 中国の刑事訴訟における「当事人」概念の形成

第1節 清末・民国期における「当事人」概念の受容と変容

1 日本の「当事者」と清末期における概念の導入

刑事訴訟理論や刑事訴訟法における「当事人」あるいは「訴訟当事人」という中国語の用語の使用は、清末期に日本へ留学した学者らが、日本語の「当事者」を漢訳したことに始まる。⁽⁵⁾ 清政府は「改制」を推進するにあたり、沈家本らの主導の下で近代的な政治・法律制度を導入し、西洋諸国の法制度体系を模倣した一連の法改正を行ったが、その際に刑事訴訟法の編纂がとりわけ重視された。こうした作業の過程で、当時の日本の刑事訴訟法およびその学説が主要な参照枠とされ、多数の法令・教科書が翻訳される中で、「当事者」に対応する用語として「当事人」が採用され、刑事手続関連の中国語用語の一部として定着するに至ったのである。⁽⁶⁾

同時に、清政府は日本人顧問の一団を招聘して清朝に招き、法律知識の教授を委ねるとともに、法典の編纂・改正作業への関与と協力を求めた。その一環として、1906年には清政府の修訂法律館が岡田朝太郎を調査員として招聘し、

あわせて法律学堂の教習に任じ、日本刑事訴訟法を含む日本法に関する科目の講義を担当させるとともに、1911年の「刑事訴訟律（草案）」を含む多数の法律の起草に直接関与させた⁽⁷⁾。このような講義と翻訳作業を通じて、日本刑事訴訟法上の基本概念と用語体系が、中国側の法典構成や理論枠組み、用語選択にまで深い影響を及ぼすこととなった。

（1）日本刑事訴訟法における「当事者」構造

清末期において、日本の刑事訴訟法上の「当事者」概念がいかなる内容をもって中国側に紹介されたのかについては、当時の法律学堂における岡田朝太郎の刑事訴訟法講義を記録した講義録から具体的にうかがうことができる。同講義録は、「訴訟当事者」を明示しつつ、近代刑事訴訟における当事者構造と、その対等原則とを体系的に説明している。

まず、同講義録は、「訴訟主体」という概念を手掛かりとして「訴訟当事者」を位置づける。「訴訟主体とは、訴訟行為を行う者をいう。裁判所、原告及び被告がこれに属し、このうち原告及び被告を訴訟当事者という」と定義⁽⁹⁾し、訴訟主体を裁判機関のみに還元するのではなく、裁判所と原・被両造から成る三者構造として把握すべきとしている。

ついで、同講義録は、この三者構造を前提として、刑事訴訟における「訴訟当事者」が検事（国家）と被告人から構成されることを明確にする。すなわち、公訴は、具体的に科刑権の有無及びその範囲の確定を求める請求であると解した上で、公訴権が国家の一定の官吏によって専属的に行使されることを前提とする。さらに、裁判所は検事による起訴がなければ刑事訴訟を開始し得ない以上、裁判所・検事（国家）・被告人という三者構造のもとで、検事と被告人が攻撃・防御の両極として対立する、という当事者構造が導かれる⁽¹⁰⁾。

さらに、この当事者構造は、対等原則と結びつけて規範的に基礎づけられる。同講義録は、訴訟当事者は対等でなければならないとし、その内容を、訴訟法上において原・被両造に攻撃及び防御について同一の便宜を与えることに求める。そして、刑事被告人に弁護人（および補佐人）を付することを認めること、法廷内における身体拘束を禁ずること、有利な証拠の収集を求める申立てを許容すること、さらには最終弁論の機会を保障することなどは、いずれも当事者

対等原則を具体化する制度的表現として位置づけられている。⁽¹¹⁾

以上のように、同講義録における「当事者」概念は、①訴訟主体論に基づく裁判所・原告・被告の三者構造、②公訴権の国家専属を前提とする検事・被告の対立構造、③攻撃・防御に関する同等の便宜を内容とする当事者対等原則、という三つの要素が相互に関連した近代的刑事訴訟モデルとして構成されていると整理できる。

清末期においては、まさにこのような日本の「当事者」概念が、講義と講義録を通じて学習され、後の1911年「刑事訴訟律（草案）」における当事人概念の受容と展開の前提をなす一つの参照枠として機能したものと理解し得る。

(2) 清末立法における「当事人」概念

以上のような日本刑事訴訟法における「当事者」概念とその対等構造を前提として、清末期の立法において当事人概念がいかなる形で条文上導入され、位置づけられたかを検討する。

清末期に制定された法令のうち、「当事人」という概念が最初に現れるのは、1910年「民事刑事訴訟暫行章程（草案）」（未施行）である。同草案13条・14条⁽¹²⁾は、「当事人は検察官および刑事被告人とする」と規定しており、それ以前は一貫して「原告および刑事被告人」という表現が用いられていた。

続いて、1911年「刑事訴訟律（草案）」は当事人についてより詳細な規定を置いた。⁽¹³⁾まず同草案は、総則において、訴訟主体は審判を行う衙門および原告・被告のほかにない旨を説明している。そして、「第二章 当事人」において、「当事人とは原告および被告を指す」と明確に規定し、刑事訴訟を「裁判所・原告・被告」からなる三者構造として把握する枠組みを示している。⁽¹⁴⁾

もっとも、同草案において「原告」に当たるのは誰か、という点は、公訴についての制度の選択と不可分である。同草案は国家訴追主義と起訴独占主義を採用し、「刑事原告の職務は検察官が行う」（39条）とした上で、その立法理由として「犯罪は概ね国家の公益を侵害することによって成立する。したがって、原告として処罰を請求する者は、国家の設けた機関でなければならない。本条第一項は検察官を原告官と定め、公訴の提起等の職務を行わせるものである。個人が自らの意思により告訴・告発を行う場合には、……告訴・告発の手續を

援用すべきであり、刑事原告となることはできない」と説明している。

他方、被告人については、「被告人と称する者は、捜査または予審中の被疑者をも兼ねて指す。ただし、その規定の性質上、起訴後の者のみに専らかかるものについては、この限りでない」（51条）と定義される。また、公訴事件において被告人がいつでも弁護人を選任し得るとする規定（55条）の立法理由は、「そもそも訴訟は公平を保持しなければならず、原・被の両造を同等の地位に置くべきである」ことを前提に、検察官と被告人の資力・知識の非対称を踏まえつつ、弁護制度を当事者対等の要請として位置づける。

さらに、当事人概念には、公判を構成する不可欠要素であるという側面も含まれており、この点は313条にも現れている。同条は「被告人出廷せざれば、公判を開くことを得ず」と規定し、その理由として「被告人は当事人の一造であり、公判廷に被告人を欠くことはできないのは、言うまでもない」と説いている。

以上を総合すれば、清末期の当事人概念は、①原・被両造という対立構造を中核に据え、②公訴構造の下で原告を検察官に一元化し、③当事者対等、つまり攻撃・防御に関する同等の便宜や弁護制度を通じてその規範的基礎づけを与える、という形で条文化されていたと整理できる。

1911年「刑事訴訟律（草案）」は、中国法制史上初めての刑事訴訟法典草案として、その後の民国期の刑事訴訟立法に重要な参照枠を提供したと評価される。すなわち、日本の当時の現行法である明治23年（1890年）「刑事訴訟法」を主たる立法モデルとし、これに当時の日本刑事訴訟理論を加味して起草された成熟した近代的刑事訴訟法典草案として、「糾問式」から「告劾式」への転換を含む訴訟構造の再編を志向した点に特徴があるとされる⁽¹⁶⁾。

同草案は、正式公布に至る前に清朝が滅亡したため実施されることはなかったものの、「当事人」概念が日本の「当事者」概念に倣いつつ条文化される経路を示した点で、その後の継受・展開の前提をなすものと位置づけられる。

2 民国期における「当事人」概念

民国期の刑事訴訟立法は、清末期の刑事訴訟立法を重要な参照枠として展開したと位置づけられる。加えて、民国初期に刑事訴訟法研究に従事した学者の

中には清末期からの継続的な担い手も多く、当時の刑事訴訟理論は、日本やヨーロッパ大陸型国家の影響を強く受けていたとされる⁽¹⁷⁾。以下では、このような継受関係を前提に、民国期における当事人概念の把握枠組みと、その条文上の位置づけを確認する。

まず、立法上の「当事人」規定は、概ね次のように整理できる。1921年「刑事訴訟律」は、当事人を原告官および原告人、ならびに被告とし、原告官は檢察官、原告人は親告人とされた。原告人については、清末期「各級審判庁試辦章程」の規律に依拠して運用された⁽¹⁸⁾。また、1921年「刑事訴訟条例」11条は、当事人を檢察官・私訴人・被告とし、さらに1928年・1935年「刑事訴訟法」3条は、当事人を檢察官・自訴人・被告と規定した⁽¹⁹⁾。すなわち、条文上、当事人は一貫して、訴追側（原告）と防御側（被告）という両造から構成され、その原告側には檢察官に加えて私訴人（自訴人）が位置づけられていたといえる⁽²⁰⁾。

次に、学説上も、清末以降の訴訟構造論（糾問式・弾劾式）を手掛かりとして、当事人を訴訟主体概念の内部に位置づける傾向を示す。例えば、同時代の刑事訴訟理論の発展に寄与した夏勤は、日本の刑事訴訟理論を受容しつつ、訴訟主体とは刑事訴訟の成立に不可欠な者を意味するとした上で、糾問式訴訟の下では裁判官のみが訴訟主体となり得るのに対し、弾劾式訴訟の下では裁判官以外の当事人も訴訟主体となり得る、と説く。そして、当時の刑事訴訟は弾劾式訴訟構造を採る以上、刑事訴訟上の主体は「裁判所」と「当事人（原告・被告）」の二つである、として当事人の範囲を説明した⁽²¹⁾。これと整合的に、陳瑾昆も、刑事訴訟が成立するためには三つの主体が必要であり、すなわち原告・被告（両者は当事人と呼ばれる）および当事人の外部に立つ裁判所である、と整理している⁽²²⁾。

さらに、刑事訴訟の目的を「国家が被告に対して刑罰権の有無及び範囲を確認すること」と捉える立場からは、原告とは「刑罰権及びその範囲の確認を求める者」、すなわち（自訴人たる）被害者および国家の代表者たる檢察官であり、これに対し被告は「刑罰権を確認される者」として、両者が刑事訴訟の当事人を構成すると説明される⁽²³⁾。また、裁判所と当事人は刑事訴訟の三面構造を構成し、審判・訴追・防御の三つの機能を果たす、そのうち訴追と防御の担い

手として主体的地位が認められるのが当事人である、と整理される。⁽²⁴⁾

加えて、訴訟上の法律関係の観点からは、刑事訴訟の成立により、裁判所・当事人・当事人相互の間に刑事訴訟法上の権利義務関係（手続上の法律関係）が生じ、訴訟の進行に応じて発生・展開・終結する、と理解される。他方で裁判所は中立的立場に立つため、とりわけ「当事人間の訴訟関係」が重視される。⁽²⁵⁾そして「当事人平等主義」により、この関係の核心は、原告と被告として対立し、それぞれ訴追と防御の立場に立ち、平等な法的地位に立つことに求められる、とされた。⁽²⁶⁾

以上を踏まえると、民国期の当事人概念は、清末期と同様に、訴訟上の原告・被告という両造（訴追側・防御側）を指す枠組みとして把握されていた点で、概念それ自体に本質的な変更は認められない。もっとも、その内容については、検察官を原告とする国家訴追構造を基軸としつつ、自訴人（私訴人）を原告側に組み込み得る構成が条文上明確化され、当事人の内容が拡張されたと整理できる。すなわち、清末期に導入された日本の「当事者」概念に近い理解を維持しながらも、民国期法は、私人訴追ルートを制度的に位置づけることによって、継受の上に一定の変更（拡張）を加えたのであり、そこに民国期固有の制度的特徴を見いだし得る。⁽²⁷⁾

他方で、中華人民共和国成立後は、日中両国が異なる刑事訴訟制度を探るに至り、刑事訴訟理論の展開のなかで「当事人（者）」という用語の解釈と運用は、それぞれの制度的特徴に適應する形で次第に変容していった。

第2節 中華人民共和国成立後の立法の展開とソ連法の影響

1949年の中華人民共和国（以下、「中国」という）成立時には、民国期のすべての法律が廃止され、使用の禁止が宣言され、中国の法システムは相対的な混乱期に入った。その後、中国の立法は「ソ連等社会主義諸国の法律制度の構築の経験に学ぶ」旨の指示および、「中華ソビエト共和国」⁽²⁸⁾あるいは「抗日戦争中の辺区」⁽²⁹⁾と「解放戦争中の解放区」⁽³⁰⁾において成立したソビエト型の法律システム・制度の影響下に行われたことから、学説もソ連の法律理論を受け入れ、同国の刑事訴訟主体・形式（構造と同義）・職能・法律関係等についての理論

から深い影響を受けた。⁽³²⁾これにより、中国の刑事訴訟学説と立法は全く新しい時期に入り、全国的に社会主義的法律体系の構築が志向された。

その後、当事人概念をめぐるのは二度の重要な転換が生じた。すなわち、第一に、国家専門機関（とりわけ検察機関）を「当事人」の射程から排除する転換であり、第二に、当事人の画定基準を従来の訴訟上の位置づけから、手続における機能・影響力といった基準へと移行させる転換である。

1 第一の転回——国家専門機関の排除と私人主体性（1949-1979）

当事人概念の第一の転換は、1949年から1979年にかけて、正式な刑事訴訟法典が存在しなかった時期に生じた。

この30年間、中国には統一的な刑事訴訟法典が存在せず、「憲法」および「人民法院組織法」「人民検察院組織法」「逮捕拘留条例」などの単行法によって刑事訴訟に関する原則・手続が断片的に規定されていたにすぎない。他方で、刑事訴訟法典の起草作業自体は1954年から継続して行われ、「中華人民共和国刑事訴訟条例（草案）」や「中華人民共和国刑事訴訟法草案（草稿）」（以下、「草案草稿」という）と「中華人民共和国刑事訴訟法草案（初稿）」（以下、「草案初稿」という）⁽³³⁾などが、国内の刑事司法実務の経験と外国（主にソ連および他の人民民主主義国家、一部の資本主義国家）、ならびに旧中国（中華民国）⁽³⁴⁾の刑事訴訟学説・立法を参考にしつつ作成された。その後、1966年の「文化大革命」により法典化作業は中断を余儀なくされたが、「草案草稿」や「草案初稿」の内容を通じて、この30年間における当事人概念の変化を跡づけることができる。

まず、1957年「草案草稿」においては、「当事人」に公訴人（検察官）、被告人、自訴人、附帯民事訴訟の原告および被告、さらにそれらの法定代理人および弁護人を含めるとされていた⁽³⁵⁾（10条）。このことは、中国成立初期における当事人概念の定義が、なお民国期の法的伝統を強く踏襲しており、公訴事件における訴追側と防御側——すなわち原告と被告——を刑事訴訟の「当事人」として位置づける立場が基本的に維持されていたことを示すものである。

その後、複数回の修正を経て1963年4月に完成した「草案初稿」においては、当事人概念に顕著な変化がみられた。同初稿における「当事人」とは、被告人、

被害者、自訴人、附帯民事訴訟の原告・被告を指す（7条）。これに対して、検察官はもはや当事人として位置づけられず、独立した「検察機関」として規定されるに至ったのである。このことは、中国の社会主義法の形成過程において、当事人概念の定義が、もはや公訴事件における原告と被告を基軸とするものではなく、ソ連型の訴訟主体理論⁽³⁶⁾の影響を強く受けつつ、国家専門機関を当事人から排除する方向で再構成されたことを示している。

この点について、公訴人たる検察官を「当事人」とすべきか否かが、「草案初稿」の制定過程（1962-1963年）において繰り返し議論された。一つの立場は、検察官は公訴人だけではなく、国家の法秩序を維持する監督機関⁽³⁷⁾の代表であるため、公的主体として捉えられるべきである。そして、国家を代表して権限を行使する公的主体は、私的主体と権利の性質が根本的に異なるため、厳格に区別されるべきである。したがって、検察官は被告人と同等の地位に置かれるべきではなく、当事人として扱うべきではないと主張した。これに対し、もう一つの立場は、中国の司法実務において、検察官は一貫して公訴事件の原告（原告官）として訴訟に参加し、伝統的に当事人の地位を有してきたとするものである。また、検察官が被告人と同様に当事人として位置づけられたとしても、その権利および地位は被告人とは異なるため、これによって検察官の役割が低下することはないと主張した。最終的に、「草案初稿」では前者の立場が採用され、検察官は「当事人」として定義されることはなくなった。⁽³⁸⁾

以上のことから、中国成立初期においては、新たな法制確立の模索段階にあり、その過程で民国期の旧法と導入されたソ連法とが併存しつつ、次第にソ連法へと比重が移行していったことがうかがえる。「草案草稿」段階においては、中国が社会主義法体系の構築を始めたばかりであったため、たとえソ連の国家の構造、機関の組織方法あるいは刑事訴訟の主要理論を採用したとしても、旧伝統の法的習慣（特に司法実務の中）を直ちに全面的に廃棄することは困難であったと考えられる。⁽³⁹⁾この点につき、日本の中国法研究にも、1949年前後における法の断絶を認めつつも、民国期に約20年間施行されてきた刑法・刑事訴訟法の下で訴訟実務に携わってきた人材や、その中で形成された法意識が直ちに一掃されたとは考え難いこと、またソ連法自体もヨーロッパ大陸法系と無関係

に形成されたわけではないことから、ソ連型法の導入に際しても民国期の動向は無視し得ないと指摘するものがある。⁽⁴⁰⁾

このように、この時期の中国におけるソ連型法の受容は民国期の法文化との相互作用の中で進められ、したがって、少なくとも「草案草稿」段階においては、当事人概念はなお伝統的理解に立脚し、訴訟上の原告（検察官、自訴人、附帯民事訴訟の原告）および被告（ならびに附帯民事訴訟の被告）を指すものとして把握されていたといえる。

しかし、「草案初稿」段階に至ると、ソ連法の学習が深化し、一定の司法制度改革も重なる中で、中国の社会主義法の内容は次第に改編されていった。そして、ソ連型の公私二分の訴訟主体理論を受容した結果、検察機関は被告人などと並んで当事人とみることはできないとされ、当事人概念の内容は根本的に転換されることになった。

要するに、この変化は、「当事人」の定義において従来重視されてきた「訴訟への関与（当事）」の在り方から、「主体」の属性、すなわち公的主体か私人主体かという点への重心移動と解される。⁽⁴²⁾ 検察官は国家専門機関の職員として公的主体である以上、「私人」としての当事人からは除外されると理解されるに至ったのである。

上述の考察を総合すると、法典不在の時期においても、「草案」制定過程を通じて中国の当事人概念は大きく変更されたことがわかる。すなわち、当事人は、第一に国家から区別された私人主体性を有すること、第二に訴訟において相互に対立する立場（加害・被害の双方）を構成する主体であることという、二つの性格を帯びる概念へと再構成されたのである。そして、これら二つの性格の併存は、社会主義法体系の構築に伴う制度輸入と、従来の法観念（検察官を当事人とみる見解）との相克によって生じたものと考えられる。換言すれば、この第一の転回は、ソ連法の影響の下で訴訟主体論に国家と私人の二分法が導入される一方で、「当事人」という用語自体は制度上存続したため、両者が混在する形で現れたのである。結果として、この緊張関係を調整するために当事人概念の内容が変更され、従前の枠組みとは異なる、いわば特殊な概念構造が形成されたと評価できる。

2 第二の転回——私人主体性と機能基準（1979-現在）

当事人概念の第二の転換は、1979年に正式な刑事訴訟法典が公布された後の時期に生じた。中国の現行刑訴法は、1979年に発布され1980年に施行された後、1996年、2012年、2018年の三度にわたる全面的な改正を経て今日に至っている。1963年「草案初稿」の成果に基づき、1979年に法典化作業が再開され、「刑事訴訟法草案」（修正一稿・修正二稿）を経て、最終的に全国人民代表大会で可決された。これにより、刑事手続に関する統一的な法典が存在しない不安定な局面に終止符が打たれることになった。

当事人の概念については、とりわけ1996年法改正によりその内実が大幅に改められたことから、1979年制定当初と1996年改正以降という二つの時期に区分して検討する必要がある。

（1）1979年-1996年

1979年刑訴法において、「当事人」には、自訴人、被告人、附帯民事訴訟の原告・被告が含まれていた（58条）。このことは、当事人の概念が、明文により検察官を排除し、刑事訴訟において原告または被告として関与する私人主体を指すものとして位置づけられており、その意味で私人主体性の側面において1963年「草案初稿」の立場を継承していたことを示している。

他方、同時期の学説において、当事人とは、事件の結果に直接の利害関係を有し、訴訟において原告または被告の地位にある訴訟参与者であり、訴訟手続の発生・進行・終結に重要な役割を果たすと定義されていた⁽⁴⁴⁾。すなわち、当事人とは、一定の要件を充たす「訴訟参与者」をいう。その画定基準は、①公的機関ではなく私人主体であること、②事件の最終的帰趨に対して直接の利害関係を有すること、③訴訟手続の発生・進行・終結に重要な役割を果たすこと、④対立の立場において独立の原告または被告としての地位を有することである⁽⁴⁵⁾。

ここで、基準①の私人主体について補足すると、「訴訟参与者」とは、刑事訴訟において一定の権利義務を有して参加する国家専門機関の職員以外の者を指す。すなわち、具体的な訴訟活動を行い、供述・主張・証言・鑑定等を通じて訴訟手続に関与する者を広く指す概念であり、公的主体と区別される私人主体を意味する⁽⁴⁶⁾。この概念には、当事人のほか、被害者、法定代理人、弁護人、

証人、鑑定人、通訳人が含まれるとされ⁽⁴⁷⁾、これにより「訴訟参与者」が中国において初めて明文で正面から規定されたといえる。

この「訴訟参与者」概念の導入により、これが「訴訟主体」⁽⁴⁸⁾および「当事人」と相まって、訴訟構造の新たな体系が形成されることになる。三者は互いに全く独立した概念というよりも、射程の異なる三つの同心円として把握することができる。すなわち、最も外側に「訴訟主体」という包括的概念があり、その内部に「訴訟参与者」が位置づけられ、さらにその中核として「当事人」が観念される、という構造である。したがって、「当事人」は「訴訟参与者」の一つとして、私人主体に限定されることになる。

以上から、中国最初の刑訴法についての立法・学説のいずれにおいても、当事人概念は、独立の原告・被告としての地位を基準の一つとして強調しつつ、その性質は私人主体に限定されるものとして理解されていたといえよう。

(2) 1996年以降

現行刑訴法は一貫して、「当事人」を国家専門機関と区別された私人主体たる「訴訟参与者」⁽⁴⁹⁾として位置づけてきたが、その具体的内容・定義は改正の過程で変容してきた。

1996年の改正法において、「当事人」は、「訴訟参与者」の一つとして、被害者、自訴人、被疑者、被告人、附带民事訴訟の原告・被告を指したのである（82条）。とりわけ被害者および被疑者が新たに「当事人」に含まれることとなった点は、当事人の内容についての大きな変革であったとされている。なお、この整理は、その後の2012年改正（106条）および2018年改正（108条）においても踏襲された。

そして、被害者および被疑者が「当事人」に含まれるとされたことを契機として、当事人概念に関する学説も改編され、今日の通説が形成された。通説は、当事人を、事件の帰趨に直接の利害関係を有し、かつ刑事手続の進行・結末に相当の影響を及ぼし得る訴訟参与人と定義する。すなわち、当事人の画定基準は、原告・被告という訴訟上の地位それ自体から、①公的機関ではなく私人主体であること、②事件の最終的帰趨に対して直接の利害関係を有すること、③他の訴訟参与人に比して広範な訴訟上の権利を付与され、その行使により手続

過程および結末により大きな（あるいは主な）影響を及ぼし得ること、という三つの実質的要件へと移行したといえる⁽⁵⁰⁾。

以上のことから、当事人とは、一貫して一定の要件を充たす訴訟参与者を指すと解される。もっとも、現行の議論は、法改正以前と比べれば、重要な変化を遂げている。改正以前においては、当事人は原告・被告という訴訟上の地位と結びついて理解され、その地位に付随する訴追・防御権能が当事人性の内実を構成していた。通説が示す現行の理解においては、当事人は特定の訴訟上の地位そのものではなく、自身の参加が手続の進行・結末に重大な、あるいは主の影響を及ぼす私人主体として把握される。すなわち、基準①私人主体性と、基準②事件の最終的帰趨との直接的利害関係については法改正以前と変わりはないが、基準③が変更された。基準③は、改正前の原告・被告のように独立の「攻撃・防御」地位が明確に割り当てられていたところ、改正後は、手続の進行および結末に与える影響力関係を基準とするより概括的な基準へと転換された。この影響力の強弱によって、当事人（強い関与）と他の訴訟参与者（弱い関与）を区別する構成となっているのである⁽⁵¹⁾。

この変化の結果、当事人概念の画定基準は、訴訟上の役割・地位から、手続の進行・結末に対する当該主体の影響関係へと移行した。この基準は、攻撃・防御の主体性を中核とする日本法の「当事者」概念とは異なるものになり、「当事人」概念はその画定基準において「当事者」概念と同質ではなく、独自の意味内容を有する、新たな——いわば特殊な——画定基準を持つ概念へと転化したと考えられる。

第3章 「当事人＝当事者」という前提の広まりとその問題

第1節 日本語圏における紹介とその限界

前章で確認したとおり、中国刑事訴訟法における「当事人」概念は、清末期に日本法上の「当事者」概念を参照しつつ導入されたという意味で、語源上の連続性を有し、かつ表記上も近接している。しかし、このことは、直ちに両概念の内容上の同一を意味しない。

この点に関して、日本における中国の刑事手続の紹介では、次にあげる例にみられるとおり、「当事人」を日本法の「当事者」に相当する語として訳した上で、中国法上の制度配置（被害者の手続関与等）を制度概説として叙述することが少なくない。

すなわち、「新刑事訴訟法は、被害者を当事者として規定した（第82条）。これは、被害者が、一般の訴訟関係人と比べて特殊な存在であるにもかかわらず公訴事件においては当事者として扱われず、証人と同等に扱われていたことに對してなされていた批判を立法上解決したものといえる。……当事者として、被害者、……これらの者が享有する訴訟上の権利は、人民法院、人民檢察院および公安機關によって保障される」⁽⁵²⁾。

「1996年刑事訴訟法は、被害者を当事者として位置付けた。……かかる当事者としての地位が、司法実務上どの程度改善されたか、どの程度の実効性を持っていたかについては懐疑的な見解が有力である。……被害者が被告人と同様の当事者であるのならば、第一審裁判所の判決に對して不服がある場合に被告人に上訴が可能であるにもかかわらず、被害者に上訴権がないのであれば公平を欠くということになる」⁽⁵³⁾。

ここで問題となるのは、特定の評価が積極的に提示されているというよりも、むしろ当事人概念の内実——当該概念がいかなる基準で画定され、いかなる射程を持ち、制度の中でいかなる機能を担うのか——が十分に検討されないまま、訳語の対応と制度概説が並置されがちだという点である。その結果、中国法上の制度内容や学説を紹介する際に「当事人」を「当事者」と訳すことで、日本の読者にとっては両概念が完全に等値であるかのような印象を与えかねない。例えば、「中国法は被害者と被疑者・被告人をともに『当事者』として列挙している」という紹介に接した読者は、日本法における「当事者」概念——対抗当事者構造における主体——を前提として理解しようとするため、「なぜ被害者が当事者に含まれるのか」という疑問、あるいは「被害者にも当事者としての対称的な権能が認められるべきではないか」という推論を自然に引き出すことになるおそれがある。しかし、こうした疑問や推論は、「当事人」と「当事者」が同一の概念基準を共有するという前提から生じるものであり、当事人概

念の内実を独立して検討することなく両者を等置することの問題を示している。

第2節 中国学説における「当事人＝当事者」を前提とした権能配分論の問題

以上は日本語圏における中国刑事訴訟法を紹介する文献に見られる問題であるが、「当事人＝当事者」という同一視は中国国内の議論においても見られる。「当事人」が「当事者」と同一の概念基準を持つという前提が検証されないまま用いられると、そこから権能配分の結論が直接導かれる推論が生じやすい。

中国の議論において、被害者の法的地位を一例としてあげると、この推論は、必ずしも明示的に「当事者主義」を掲げる形で現れるとは限らない。むしろ、議論の形式として、被害者は当事人である以上、他の当事人、とりわけ被告人と対等・対称の訴訟上の権利を付与すべきであるといった、当事者概念から権能配分を導出する推論として現れることが多い。その延長線上では、上訴権の付与等、手続の基幹部（処分・対抗の局面）に踏み込む権能拡張が「当然の帰結」として要請されやすい⁽⁵⁴⁾。

しかし、この推論形式には二つの問題がある。第一に、前提としている「当事人＝当事者」という定式が概念的に妥当か否かが未検証のまま、権能配分の結論のみが先行している点である。第二に、刑事手続の基本構造——とりわけ国家訴追主義の下で訴追の処分主体が誰であるか、攻撃・防御の対抗構造がいかなる形で維持されるか——を捨象したまま、当事者モデルから導かれる「対称化」を規範的に要請してしまう点である⁽⁵⁵⁾。すなわち、ここで問題となっているのは、被害者の権利保障の必要性そのものではなく、権利保障を正当化し、範囲を画するための概念装置として「当事者」モデルを用いることの当否である。

こうした概念の内容が十分に検証されないまま、当事者モデルから権能配分を直接導く議論が先行すれば、被害者権利の拡充を促す一方で、現行制度が支え得る権能の範囲を超える要求を生み、概念と制度配置の齟齬を増幅させる契機となり得る。そうした帰結を避けるためにも、当事人概念の内実を独立して確定することが、議論の前提として求められる。

第3節 中国学説における「名目——実質」評価の問題性

「当事人＝当事者」という前提が中国側の議論において広まると、しばしば「名目上の当事人」という批判的評価とも結びついて、それに連動して「名目——実質」という評価枠組も生じ得る。すなわち、同じく被害者を一例にして、当事者モデルを基準にすれば、被害者に他の当事人（とりわけ被告人）と同程度の権能が付与されていないため、当事人性は「名目」にとどまるのではないか、という評価がなされることになる。さらに、被害者の権能付与は「名目——実質ギャップ」として把握されやすい⁽⁵⁶⁾。一見すると、この批判は制度的現実——被害者の権能が限定され、権能の付与が十分ではないこと——を指摘するものとして説得力を持つ。しかし、ここで問われるべきは、実質的に、そのギャップがいかなる基準によって認定されているのか、という点である。

もし中国現行法上の当事人が、攻撃・防御主体性によって画定される概念ではなく、①「私人としての主体」性、②「私的利益」への影響と③手続の進行・結末に及ぼす影響を基準に構成される概念であるならば、当事者モデルに照らして不足を指摘するだけでは、評価の物差しが適切か否かが未確定のままになる。したがって、被害者の権利保障又は司法参加を検討するにあたって必要なのは、「批判の当否」を直ちに争うことなく、当事人概念の画定基準を先に確定した上で、被害者に付与される権能がいかなる性質（「是正・推進・影響付与」か「処分・対抗」か）を持ち、国家訴追主義の下でいかなる制度的支えを持ち得るのかという観点から、権利保障の設計と評価の枠組を組み立て直すことであると考えられる。

第4節 小括

以上のとおり、本稿が問題とするのは、特定の国・特定の研究者が「誤った評価」を提示したというよりも、「当事人」を「当事者」と訳した上で制度を概説するにとどまる日本語圏の紹介様式も、導入の経緯を概念同一の論拠とする中国国内の議論も、いずれも「当事人＝当事者」という前提の妥当性を検証しないまま用いている点で共通しており、その結果としてこの前提が自明なものとして流通している現状である。そして、この前提が規範的含意を伴って展

開される主要な場面は中国側の理論展開にあり、ここに比較の出発点としての概念整理の必要性が存する。

そこで、次章では、中国現行法上の当事人概念を支える画定基準を、とりわけ「私人としての主体」と「私的利益」に着目して整理し、「当事人≠当事者」であることを概念構造の次元で明確化する。

第4章 「私人としての主体」と「私的利益」概念の整理

前述のように、中国の現行刑訴法における「当事人」の画定基準は、中華人民共和国成立以前のそれとは根本的に異なっている。その相違点は、第一に、「当事人」に私人としての主体性を明示的に認められた点にあり（基準①）、第二に、独立した訴追主体・被訴追主体としての原告・被告という明確な地位を前提とするのではなく、刑事手続の進行および結末に主要な影響を与え得ること（基準③）といった、より概括的な基準が強調されるに至った点に求められる。

第1節 私人性と私的利益

まず、主体の「私人性」が要件として問題となるのは、当事人が、国家の権力の行使（公益）の担い手としてではなく、自己の利害（私益）に関わる主体として手続に関与するものと把握されているからである。この観点から、刑事手続において権利を享有し義務を負担する主体は、公的主体と私人主体とに区分され、検察官は国家の代表として公益を代表し、国家の検察権⁽⁵⁷⁾を行使して訴訟活動を行う以上、私人主体には属さず、当事人の範囲から排除される⁽⁵⁸⁾。

もっとも、当事人を画定するにあたって重要なのは、私人であることそれ自体ではなく、当該主体がいかなる意味での「利害」をもって手続に関与するか、という点である。ここでいう「私益（私的利益）」は、付帯民事訴訟における損害賠償請求のような民事的・財産的利益に限られない⁽⁵⁹⁾。むしろそれは、起訴・不起訴、有罪・無罪、量刑等の刑事手続の帰趨によって、当該私人の権利状態ないし生活状態が直接左右される利害として把握されるべきである。

具体的には、ここでのいう利益とは、概括的な意味での「法的権益」を指し、当該法的権益が刑事訴訟活動の過程および結末から直接の影響を受け得ることを意味する。この影響は、有利な影響である場合も不利な影響である場合もあり得る。また、当該法的権益の内容も、人身の自由・財産・プライバシーに限られず、生命に及ぶ場合もある。刑事手続の開始と進行は、当事人のこれらの実体的権益を「判断待ち」又は「未確定」の状態に置く。他方で、刑事訴訟活動が最終的に終結すれば、当事人の権益は、財産・自由の回復や補償の獲得等のように有利な影響を受ける場合もあれば、財産・生命・自由の喪失等のよう⁽⁶⁰⁾に不利な影響を受ける場合もある。さらに、これらの法的権益の基本的範囲は中華人民共和國憲法（以下、憲法という）に明確に規定されており、憲法における公民の基本的権利に関する規定は、刑法が訴訟参与者の訴訟上の権利を定める直接の根拠である⁽⁶¹⁾。したがって「私的利益」とは、公益に対置される意味での私人側の広範な個人的利害を指し、その内容は「民事的利益」と同視し得ない。

さらに、私人性は当事人資格の必要条件の一つにすぎず、それ自体で当事人性を基礎づける十分条件ではない。すなわち、「訴訟参与者」のうち「当事人」と対置される「他の訴訟参与者」、例えば証人や鑑定人なども、私人主体ではあるが、事件の処理結末との間に直接の利害関係を有するわけではない。その権益は、訴訟の進行によって判断待ちの状態に置かれるものではなく、また訴訟の終結によって直接に有利または不利の影響を受けるものでもない。そのため、当事人としては位置づけられない⁽⁶²⁾。

したがって、「当事人」と「他の訴訟参与人」との区別に照らせば、私人主体であることのみをもって直ちに当事人性が肯定されるわけではなく、なお他の要件が必要となると解される。すなわち、当事人の画定においては、「私人であること」に加え、手続結果との直接性、およびそれに応じた権利保障の必要性という観点が決定的に重要となる。

第2節 私的利益と訴訟機能

1996年改正以降の展開において重要なのは、「当事人」をもはや伝統的な意

味での「原告・被告」という訴訟上の位置づけによって定義しない、という点である。すなわち、当事人概念そのものが作り替えられ、当事人が指示する対象は、原告・被告という形式的地位にある者ではなく、刑事手続の起動・進行および結末が自己の法的利益に直接影響を及ぼし、かつ自身の参加が刑事手続の進行・結末に相当の影響を及ぼし得る「私人としての主体」へと切り替えられたと理解される。この意味で、当事人性を画定する基準は、攻撃・防御主体性それ自体ではなく、手続が当該主体の「私的利益」に及ぼす影響（直接性・程度）と、当該主体の参加が刑事手続に及ぼす影響（程度）に求められる。

ここでの「自身の参加が刑事手続の進行・結末に相当の影響を及ぼす」（基準③）ことについて、中国学説においては、当事人の訴訟活動が手続の開始・進展・終結に対して「決定的な推進作用」を有する、と説明されることがある⁽⁶³⁾。また、いわゆる「当事人の対称性」を指摘し、刑事部分では被害者・自訴人が起訴の機能〔控訴機能〕を担い、被疑者・被告人が防御の機能〔弁護機能〕を担うこと、さらに附帯民事訴訟部分では、附帯民事訴訟の原告・被告がそれぞれ原告地位・被告地位に置かれるとの見解も見られる⁽⁶⁵⁾。ここから、原告・被告という地位に伴う法的地位ないし法的権利の説明が、より広義の「訴訟機能」〔訴訟機能〕概念によって拡張的に理解される傾向にあるといえる。

「訴訟機能」とは、法に基づき国家専門機関および訴訟参加者が刑事訴訟において担う役割・機能をいう。各機能の遂行に必要な権限・権利が法によって当該主体に付与される。刑事訴訟の基本機能については起訴・防御・審判の三つに分類する理解（いわゆる「三機能説」）が見られ、起訴は国家訴追機関および被害者が、防御は被疑者・被告人が（弁護人が補助し）、審判は裁判所が担うと説明される⁽⁶⁶⁾。この枠組によれば、起訴機能を有する側が原告地位に、防御機能を有する側が被告地位に置かれ、両者の訴訟活動は手続の開始・進展・終結に対して決定的な推進作用を有すると解される。こうした機能論の枠組は、当事人に付与される権能が手続のどの局面で、どのような関与（推進・影響付与等）として構成されるのかを説明する上で参照し得る。

さらに、この決定的な推進作用の意義は、「他の訴訟参与者」との対比からも確認できる。証人・鑑定人などが訴訟活動に参加するのは、一方の当事人が

訴訟機能を担い訴訟上の権利を行使することを補助するためであり、あるいは証拠資料の提供や手続の円滑な進行のための支援を提供するためである。手続の帰趨が自己の私的利益に直接影響するという関係にはない。これらの主体が当事人として位置づけられないのは、独立の訴訟機能を担わないからではなく、手続の帰趨が自己の私的利益に及ぼす影響という構造を欠くからである。⁽⁶⁷⁾すなわち、当事人性を基礎づけるのは手続への「寄与」それ自体ではなく、手続の帰趨が当該主体の私的利益に及ぼす影響である。

他方で、「当事人」概念の画定基準を「訴訟機能の推進作用」に置くと、当事人性が「手続を動かす主体」であるか否かに還元され、「当事者モデル」（攻撃・防御主体性）への再接近を招きかねない。当事人概念が前章で確認したように歴史的変容を経ており、現行法上の列举が攻撃・防御主体性のみを基準としていないことを踏まえれば、機能論は当事人の画定基準そのものとしてではなく、画定された当事人に対する権能配分を説明する枠組みとして位置づけるのが適切である。したがって、当事人を画定する第一次の基準は、あくまで「私人としての主体」であること、ならびに刑事手続の起動・進行・結末が当該主体の「私的利益」に直接影響を及ぼし得ることに求められるべきであり、機能論はその上での権能配分の説明枠として補完的に位置づけられる。

ここでは、当事人概念の中核に「私人としての主体」および「私的利益への直接影響」が据えられる以上、当事人に含まれる主体一般に共通する「利益」は、民事的利益のように単一の内容へ収斂するものではなく、各主体が手続から受ける影響の態様に応じて多層的である。したがって、「当事人の対称性」という形式上の要求があるとしても、当事人であることは、直ちに他の当事人（とりわけ被害者对被告人）と完全に対称・同一の権利付与を意味するものではない。むしろ、当事人内部における権利・権能の配分は、国家訴追主義の枠内で「いかなる私的利益を、いかなる段階で、どの程度手続的に保障するか」という制度設計の問題として改めて問われることになるかと解される。そうすると、当事者モデルを前提として権能の「対称化」を期待する議論は、しばしば「名目——実質」問題として把握されやすいが、その評価枠組自体の適当性の再検討を要する。

以上を踏まえると、このような当事人概念の下では、当事人に該当する主体が誰で、いかなる権利を有するかという問題は、日本の当事者理論（攻撃・防御の主体としての当事者）と同一平面上では論じることができない。むしろ、「私的利益」概念を手掛かりとして、当事人の画定基準と概念内容が、各当事人——例えば被害者——の手続的地位（権利・権能）の設計と運用にいかなる影響を与えているのかを具体的に検討する必要がある。その際には、被害者が「当事人」として認められることの意味を、当事者モデルに依拠した対称的権能付与の問題としてではなく、国家訴追主義の枠内で被害者の私的利益としていかなる内容の利益か想定されており、また、それがいかなる段階でいかなる形で手続的に保障されるかという観点から把握し直すことが、分析の枠組となる。

第5章 終わりに

本稿は、中国刑事訴訟法における「当事人」概念について、その形成過程と現行法上の画定基準を解明することを主たる目的とした。「当事人」が清末期に日本法上の「当事者」概念を参照しつつ導入されたという意味で、両用語には語源の連続性が認められる。しかし、本稿が示したのは、この語源上の連続性にもかかわらず、当事人概念は中華人民共和国成立後の立法展開を経て独自の変容を遂げており、現行法上の画定基準は導入当初の理解枠組とは異なる構造を持つに至っているという点である。

第一に、1996年改正以降の展開を踏まえると、当事人はもはや伝統的な「原告・被告」という訴訟上の位置づけによって定義されるのではなく、①私人としての主体であること、②刑事手続の起動・進行および結末が当該主体の私的利益に直接影響を及ぼし得ること、という要件によって画定される。この画定基準こそが、現行法上の当事人概念の実質的な内容を構成する。また、刑事手続の進行・結末に主要な影響を与え得るという当事人概念の基準③は、画定基準というよりも、権能配分に関する補完的基準と解すべきである。

第二に、以上の画定基準を踏まえると、当事人概念は攻撃・防御の主体性を

中核とする日本法の「当事者」概念とはその画定基準において同質ではないが、この差異を看過したまま議論が展開される場合がある。日本語圏における紹介文献が「当事人」を「当事者」と訳した上で制度を概説するにとどまり両概念の内実の異同について立ち入った検討を行わないことが多い点や、また中国国内の議論において導入の経緯を概念同一の論拠とした上で当事者モデルから権能配分を導く推論が見られる点については、いずれも当事人概念の独自の画定基準を踏まえない議論として再検討を要する。

第三に、当事人概念の内実を正確に把握し、その意義を解明することは、中国の刑事手続の制度目的や構造を明らかにし、同制度に関与する諸主体の権利保障を論じるための出発点となる。とりわけ被害者の手続的地位を論ずるにあたっては、当事者モデルから権利・権能を導出するのではなく、国家訴追主義の枠内で「いかなる私的利益を、いかなる段階で、どの程度手続的に保障するか」という観点から制度配置を把握することが求められる。これは、「当事人 ≠ 当事者」という差異の確認が単なる訳語の整序にとどまらず、具体的な制度議論の方向を左右するという点において、実践的な意義を持つ。

今後は、中国刑事手続における被害者の法的地位と権利保障の在り方について、本稿で示した概念基準（私人としての主体・私的利益）に立脚しつつ、日中両国の制度設計が何を可能にし何を制約しているのかを具体的に検討することが課題となる。

[付記] 本稿は、三島雲海記念財団2025年度（第63回）学研究奨励金・人文科学部門・個人研究奨励金の助成を受けた研究成果の一部である。

- (1) 辻本衣佐「中華人民共和国の刑事訴訟における犯罪被害者」法学研究論集2号（1995年）179頁以下、辻本衣佐「世界の被害者学（第9回）中国の被害者学と刑事司法における被害者」被害者学研究通号11（2001年）49頁以下、鈴木一義「世界の被害者学（第23回）中華人民共和国における被害者の権利保護」被害者学研究26号（2016年）91頁以下、高見澤磨＝鈴木賢＝宇田川幸則＝徐行『現代中国法入門（第10版）』（有斐閣、2025年）355頁、366頁、373頁など参照。
- (2) 肖萍「中国における犯罪被害者の権利保護について」一橋法学15巻2号（2016

年) 660頁以下参照。

- (3) 朱傑焰＝朱林林「論刑事被害人在刑事訴訟中的訴訟地位及訴訟權利」当代法學論壇3輯(2006年)64頁以下、董士雲「对我國犯罪被害人刑事訴訟地位的反思」江蘇警官學院學報22卷3期(2007年)57頁以下参照。
- (4) なお、本稿は「当事人」概念の再定位を独立の理論的課題として検討するものであり、その成果は、被害者の手続的地位をめぐる日中比較の概念的基礎となり得る。
- (5) 陳光中主編『刑事訴訟法(第7版)』(北京大学出版社、2021年)74頁参照。
- (6) その法改訂の過程で、沈家本らは学者を組織して、日本、アメリカ、ドイツ、などの十数国の大量の法典や法学著作を翻訳したが、特に日本の政治・法律制度には強い関心が寄せられた。刑事訴訟法に関しては、①法典の翻訳として、『日本刑事訴訟法』、『日本改正刑事訴訟法』があり(張晋藩『中国法律の伝統與近代転型』(法律出版社、1997年)444-446頁参照)、②學術著作についても、松室致『改正刑事訴訟法論』(明法堂、1899年)、石光三郎『刑事訴訟法々理図解』(清水書店、1900年)、谷野格(講述)『刑事訴訟法 第1編乃至第3編』(日本大学、1905年)などが翻訳された。また、当時日本に留学していた若い学者たちは、日本の法学者が講義した内容をまとめて、『法政粹編』(1906年)として出版した。その第9巻には蕭仲祁編の『刑事訴訟法』が含まれている。これらの翻訳等により、日本の刑事訴訟の基礎理論が中国に伝えられた。これが、中国の歴史上最初の訴訟法典である『刑事民事訴訟法草案』(1906年)やその後の『刑事訴訟律草案』(1911年)の制定に大いに寄与し、ひいては中国の現代刑事訴訟法学の誕生と発展をもたらした。陳瑞華『刑事訴訟的前沿問題(第5版)上』(中国人民大学出版社、2016年)6頁以下参照。
- (7) 吳宏耀＝種松志主編『中国刑事訴訟法典百年(1906年-2012年)上』(中国政法大學出版社、2012年)104頁参照。
- (8) 本講義録は、汪庚年(清)編『法学彙編』宣統三年七月十五日(1911年7月15日)再版第十二冊(京師法律學堂筆記)原本に基づき校訂されたものである。岡田朝太郎口授(汪庚年整理、吳宏耀点校)『刑事訴訟法』(中国政法大學出版社、2012年)校訂説明を参照。
- (9) 岡田朝太郎・前掲注(8)32頁参照。
- (10) 岡田・前掲注(8)68頁参照。
- (11) 岡田・前掲注(8)17-19頁参照。
- (12) 本節に参照した条文の出典は、すべて吳宏耀＝種松志主編・前掲注(7)によるものである。
- (13) 各条文の具体的説明については、吳宏耀＝種松志主編・前掲注(7)に収録され(阪大法学)76(2-144)486〔2026.7〕

た「1911年刑事訴訟律（草案）」原文（110-222頁）を参照。

- (14) 「衙門」について、清代地方司法の場としての州県衙門を分析するものである。滋賀秀三「清代州県衙門における訴訟をめぐる若干の所見——淡新檔案を史料として」法制史研究1987巻37号（1987年）37頁以下参照。
- (15) 「同等」については、「沈家本ほか奏『刑事訴訟律草案』告成・装冊呈覽の奏折」において次のように明確に説明されている。「同等とは、地位が同一であることをいうのではなく、訴訟における攻撃・防御について同等の便宜を与えることを指す。そもそも原告として起訴を行うのは法律に通曉した檢察官であるところ、被告が学識経験を欠く者である場合には、どうしてこれに対抗し得ようか。このため、特に被告人に弁護人および補佐人の選任を許し、あわせて有利な証拠の収集および最終弁論の権利を認めているのであり、もって両当事者の勢力に一方的な優劣が生じることを防ごうとするのである」呉＝種・前掲注（7）109頁参照。
- (16) 呉＝種・前掲注（7）103頁以下参照。
- (17) 呉＝種・前掲注（7）269頁以下参照。
- (18) 呉＝種・前掲注（7）273頁、尤誌安『清末刑事司法改革研究——以中国刑事訴訟制度近代化為視角』（中国人民公安大学出版社、2004年）94頁以下参照。
- (19) ここでいう「私訴」とは、親告罪について、被害者が自ら管轄裁判所に訴えを提起する制度を指す。その訴訟対象は民事上の損害賠償請求権ではない。呉＝種・前掲注（7）314頁以下参照。
- (20) 「自訴」とは、公訴に対置され、被害者が裁判所に直接訴えを提起し得る刑事手続をいう。当時はドイツ法の影響の下、一定範囲で私人訴追が採用されていたとされる（夏勤『刑事訴訟法要論』（朝陽大学法律評論社、1931年）67頁参照）。なお、民事上の損害賠償請求訴訟との混同を避けるため、1928年法で「自訴」の呼称が正式に採用され、それ以前は「私訴」と称されていた。呉＝種・前掲注（7）335頁以下参照。
- (21) 夏・前掲注（20）27頁参照。
- (22) 陳瑾昆『刑事訴訟法通義』（法学研究会、1937年）2頁参照。
- (23) 夏・前掲注（20）67頁、また、鄭民『新刑事訴訟要論』（新業書局、1947年）50頁以下参照。
- (24) 夏・前掲注（20）27頁参照。
- (25) 夏・前掲注（20）12頁以下参照。
- (26) 鄭・前掲注（23）4頁以下参照。
- (27) 朱勇主編『中国法制通史（第9巻）』（法律出版社、1999年）655頁以下参照。
- (28) 「中華ソビエト共和国」（1931-1937）は、中国共産党によって1931年から1937

年まで存在した社会主義型の革命政府であり、中国の江西省、福建省、湖北省、湖南省、安徽省などの地域を実質的に支配して、土地改革や農民の武装化、教育・医療の改革などが行われた。高見ほか・前掲注(1)20頁以下参照。

- (29) 「抗日戦争中の辺区」(1937-1945)は、1937年抗日戦争が勃発した後、中国共産党の支配下において、主に中国北部および中部に設立され、守られた地域のことをいう。辺区の司法体系は、中華民国法院組織法に従い、形式的には中華民国の一部であるが、主に中華ソビエト時代のソ連式司法体系を踏襲し、発展させたものであった。高見ほか・前掲注(1)21頁、張希坡主編『中国法制通史(第10卷)』(法律出版社、1999年)268以下参照。
- (30) 「解放戦争中の解放区」(1945-1949)は、第2次世界大戦終結後、内戦期に中国共産党が人民解放軍を背景に実効支配した地域の総称であり、各地で土地改革、行政機構の整備、動員・治安、教育・衛生などが行われた。張・前掲注(29)502頁以下参照。
- (31) 1920年代から1940年代にかけて、南京国民政府(1927-1949)、中華ソビエト共和国地域、辺区及び解放区など、各地域に実質的統治権を有する異なる政権が併存していた。この時期には、国民政府の採用した西洋大陸型刑事訴訟システムと、中国共産党の採用したソビエト型刑事訴訟システムが並存し、後の中国式混合型刑事訴訟システム形成の基礎となったと考えられる。朱・前掲注(27)655-659頁、張・前掲注(29)緒言、249-259頁、437-462頁、646-649頁参照。
- (32) 陳・前掲注(5)53頁以下、劉濤『刑事訴訟主体論』(中国人民公安大学出版社、2005年)20頁以下、高見ほか・前掲注(1)26頁以下参照。
- (33) 「中華人民共和国刑事訴訟法草案」は、1957年草稿から1963年初稿に至るまで、複数回にわたる改訂を経た。
- (34) 「最高法院党組關於刑事訴訟法制定情況的匯報(1957年)」呉宏耀＝種松志主編『中国刑事訴訟法典百年(1906年-2012年)中』(中国政法大学出版社、2012年)725頁以下参照。
- (35) 本節に引用した条文の出典は、すべて呉＝種・前掲注(34)によるものである。
- (36) 当時参照されたソ連の訴訟主体理論は、訴訟に関与する国家機関と私人はいずれも刑事訴訟の主体に当たり、両者は厳格に区別して把握すべきである、という点に要約し得る(「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国刑事訴訟法(RSFSR 刑事訴訟法1960年)」https://nnov.hse.ru/ba/law/igpr/sov_gos/15_ugproc_kodeks?参照(最終閲覧日2025年10月25日))。また、「草案初稿」の制定過程において、中国は同法のみならず、他の社会主義諸国の刑事訴訟法制、ならびに関連する専著・論文をも参照した。「關於1963年刑事訴訟法草案討論制定經過的匯報」呉＝種・前掲注(34)748頁以下参照。

- (37) 具体的には、高見ほか・前掲注(1)400頁以下参照。
- (38) ここには、中国における検察官の職務権限——公訴権に加えて法の監督機能を担うという点——が関わっており、検察機関を国家機関として、裁判所・捜査機関と同様に私人主体と区別された独立の類型に配するべきだとする見方が早くから意識されていたことがうかがえる。もっとも、この主張は、検察官の「訴追の側面としての側面」を否定するものではなく、むしろ「国家機関としての公的主体性」が、その原告地位よりも前景化するとの理由から、当事人から切り離すべきだと論じるとどまる。以上の経緯は、当事人概念の理解が、従来の「訴追者の強調」から、より一層「公的な性格ではないこと」の強調へと重心を移しつつあったことを示していると考えられる。「關於刑訴法修改情況的說明（1963年4月13日）」呉＝種・前掲注(34)743頁以下参照。
- (39) 中国成立直後、業務の推進と社会安定の確保という要請から、旧司法人員を広く登用・包摂する政策が採られ、多数の旧司法人員が人民法院において審判業務に従事した。これにより、民国期のすべての法律が廃止されたが、長い時間をかけて法の伝統および司法実務においてその適用が習慣となっていたものと考えられる。旧来の法的伝統および司法実務において蓄積された多くの経験は、中国における新たな刑事訴訟法の制定においても重要な参照となった。陳光中ほか『中国現代司法制度』（北京大学出版社、2020年）51-86頁参照。
- (40) 久保茉莉子『中国の近代的刑事裁判：刑事司法改革からみる中国近代法史』（東京大学出版会、2020年）298頁以下参照。
- (41) 具体的には、高見ほか・前掲注(1)33頁以下参照。
- (42) 本稿では便宜上、「私人主体」は自然人に限定し、法人・団体は検討の対象から除外する（一般の用法と異なる点は本文定義に従う）。
- (43) 本稿における「現行刑訴法」はすべて2018年改正法を指すものである。
- (44) 程榮斌主編『中国刑事訴訟法教程』（中国人民大学出版社、1993年）42頁、武延平主編『中国刑事訴訟法教程』（中国政法大学出版社、1994年）18頁参照。
- (45) ここでの③と④は独立した要件ではなく、③は④の帰結として理解し得る。
- (46) 樊崇義主編『中国刑事訴訟法』（中国政法大学出版社、1991年）20頁以下、程・前掲注(44)42頁以下参照。
- (47) 講学上、当事人以外の者は「他の訴訟参与者」と称される。樊・前掲注(46)28頁参照。
- (48) 訴訟主体の具体的内容をめぐっては、長年にわたり学説上の争いがある。訴訟主体は概ね国家の専門機関と訴訟参与者に大別されるものの、いかなる国家専門機関・いかなる訴訟参与者が訴訟主体たり得るかについては、通説が確立していない。例えば、国家専門機関に加えて当事人および弁護人を訴訟主体と解する見

解がある一方（程・前掲注(44)32頁参照）、国家専門機関と当事人のみを訴訟主体とし、その他の訴訟参与者は訴訟主体に含まれないとする見解もある（陳光中主編『刑事訴訟法（第6版）』（北京大学出版社、2016年）7頁参照）。さらに、訴訟主体とは、すべて刑事訴訟活動に参加し、刑事訴訟において一定の権利を享有し、一定の義務を負担する国家の専門機関および訴訟参与者をいうとした上で、そのうち基本的訴訟機能を担う専門機関と当事人が主要な訴訟主体であり、その他の訴訟参与者は従たる、または非主要な訴訟主体であるとする見解もみられる。宋英輝主編『刑事訴訟法（第六版）』（中国人民大学出版社、2019年）27-29頁参照。

- (49) 具体的定義は改められていないが、内容面で増補があり、1996年刑訴法82条より、「訴訟参与者」に「訴訟代理人」が追加された。
- (50) 程榮斌主編『中国刑事訴訟法教程』（中国人民大学出版社、1997年）103頁、陳衛東主編『刑事訴訟法』（武漢大学出版社、2009年）60頁、陳・前掲注(5)74頁以下参照。
- (51) なお、当事人間の攻撃・防衛の立場を重視する見解も依然として存在し、「原告・被告」ではなく「訴追機能・弁護機能」という記述で示される（武延平＝吳宏耀主編『刑事訴訟法』（中国人民大学出版社、2006年）51頁参照）。また、いわゆる「訴追・弁護の機能」に着目する学説は、当事人の特質として一定の「対称性」を指摘する。すなわち、「刑事事件においては、被害者・自訴人が訴追機能を担い、犯罪嫌疑人・被告人が防御機能を担う。さらに、刑事事件に付帯する民事訴訟部分では、付帯民事訴訟の原告が原告の地位に、付帯民事訴訟の被告が被告の地位にある」（宋・前掲注(48)57頁参照）。
- (52) 辻本（2001）・前掲注(1)49頁参照。
- (53) 鈴木・前掲注(1)91頁以下。
- (54) 雷連莉「論公訴案件被害人的有限上訴権」探索与争鳴10期（2006年）103頁以下、胡敬『刑事被害人權益保障問題研究』（吉林人民出版社、2014年）73頁以下、雷連莉『刑事被害人量刑参与問題研究』（中国政法大学出版社、2014年）82頁以下、邵穎「論刑事被害人權利保障的失衡——以被害人訴訟地位變更爲切入点」公民与法5期（2015年）22頁以下など参照。
- (55) 李元勇＝黄学荣「論建立公訴案件被害人的共同原告地位」百色学院学報20卷4期（2007年）85頁以下参照。
- (56) 被害者は訴訟事件の当事人と位置づけられているものの、訴訟上の権能の相当部分が認められておらず、名目上の当事人の実態との乖離が示される。刘建党「論公訴案件中被害人訴訟權益的保護」法制論壇23輯（2011年）203-204頁参照。
- (57) 宋・前掲注(48)54頁以下、高見ほか・前掲注(1)400頁以下参照。

- (58) 宋・前掲注(48)54頁、58頁参照。
- (59) 日本法において「私益」は、必ずしも民事上・財産上の利益に限定されるものではないが、典型的には、対等な私人間の法律関係において保護される利益、とりわけ損害賠償請求権等の私法上の請求権に関わる利益を念頭に置いて用いられることが多い。そのため、「私人たる当事者」という場合にも、民法上又は民事訴訟上の請求権を有する当事者が想定されやすい。この点で、中国の文脈における用法とは異なる（日本法上の「私益」及び「私法」に関する本稿の理解は、加藤雅信「民法・独占禁止法と『私益論』・『公益論』——『優越的地位の濫用』論を念頭に」日本経済法学会年報27号（2006年）73頁以下を参照し、その叙述を踏まえたものである）。誤解を避けるため、ここに付記しておく。
- (60) 陳・前掲注(5)54頁参照。
- (61) 陳・前掲注(5)19頁以下参照。
- (62) 陳・前掲注(5)75頁以下参照。
- (63) 陳・前掲注(5)74頁、宋・前掲注(48)57頁参照。
- (64) []内は中国語の表記、以下同じ。
- (65) 宋・前掲注(48)57頁参照。
- (66) もっとも、この機能区分の明確な画定には争いが残り定説を見ないため、当該機能を当事人の定義要素に直ちに組み込むことは慎重的に検討する必要がある。なぜなら、①訴訟法上の「当事人」と事件上の当事者概念の混同、②独立した起訴権を曖昧な「訴追機能」へ拡張する点が問題だからである。かかる見解は、一見すると被害者や被疑者といった従来軽視されがちであった利害関係人の権利保障に資するよう見えるものの、実際には、その訴訟上の権能を過度に拡張する立法上のリスクを孕むと考えられる。宋・前掲注(48)25頁参照。
- (67) 陳・前掲注(5)75頁以下参照。